

保医発 0707 第 1 号
令和 3 年 7 月 7 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

短期滞在入国者等であって感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律による入院患者の自己負担に関する診療報酬明細書の
記載について

診療報酬請求書等の記載要領等については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号。以下「記載要領通知」という。）により示しているところである。

今般、「短期滞在入国者等であって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担について」（令和 3 年 6 月 28 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「コロナ本部事務連絡」という。）において、短期滞在入国者等であって新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費に係る自己負担を徴収する際の取扱いが示されたところであるが、当該取扱いに基づく診療報酬明細書の記載については、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

1. 民間保険の補償額の範囲内で本人に対して自己負担を求める場合

コロナ本部事務連絡の 1 により、保険医療機関が、短期滞在入国者等であって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の規定に基づく入院患者の入院医療費について、民間保険の補償額の範囲内で自己負担を求める場合（コロナ本部事務連絡の記 2 の記載により、都道府県が直接保険会社に請求を行う場合を除く。）にあつては、診療報酬明細書の「療養の給付」欄の

「負担金額」又は「一部負担金額」の項は、短期滞在入国者等が加入している民間保険による補償額を記載すること。なお、その他の項については、記載要領通知の例によること。

記載例：「療養の給付」欄

入院患者の入院医療費総額が 1,100,000 円、民間保険による補償額が 1,000,000 円となった場合。

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	負担金額 円
				減額 割(円) 免除・支払猶予
	公費①	点	※ 点	円
		110,000		1,000,000
	公費②	点	※ 点	円

2. 都道府県が直接保険会社に費用の請求を行う場合

コロナ本部事務連絡の2により、短期滞在入国者等であって感染症法の規定に基づく入院患者の入院医療費について、都道府県が直接保険会社に請求を行う場合にあっては、診療報酬明細書の「療養の給付」欄の「負担金額」又は「一部負担金額」の項は、空欄としてよい。なお、その他の項については、記載要領通知の例によること。

記載例：「療養の給付」欄

入院患者の入院医療費総額が 1,100,000 円、都道府県が直接保険会社に費用の請求を行う場合。

療養の給付	保険	請求点	※ 決定点	負担金額 円
				減額 割(円) 免除・支払猶予
	公費①	点	※ 点	円
		110,000		
	公費②	点	※ 点	円